



神奈川県

KANAGAWA

障害者虐待対応事例集

平成 29 年 3 月

神奈川県保健福祉局福祉部
障害福祉課

目 次

はじめに

- 1 この事例集の使い方 1
- 2 事例の記載方法について 2

1 養護者による障害者虐待

- 事例 1（養護者虐待・軽度・身体的虐待、経済的虐待）
母親から身体的・経済的虐待を受けた知的障害者を多職種が連携して支援した事例 3
- 事例 2（養護者虐待・中度・身体的虐待、放棄・放置（ネグレクト））
高齢の母親が他害行為のある知的障害者の息子を部屋に閉じ込めた事例
（養護者の介護負担を軽減するためチームによる支援を行った事例） 5
- 事例 3（養護者虐待・中度・身体的虐待）
高齢の父親からの身体的虐待にみまもりを強化して対応した事例
（家族の持つ強みに着目して支援した事例） 7
- 事例 4（養護者虐待・中度・放棄・放置（ネグレクト））
金銭管理能力の低い母親による放置・放棄（ネグレクト）から知的障害者を分離
して保護した事例（やむを得ない措置、面会制限を実施した事例） 9
- 事例 5（養護者虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待）
虐待から逃れるため家出しホームレス状態だった障害者を生活保護担当課と連携
して保護した事例 11
- 事例 6（養護者虐待・認定外）
子どもの頃から養護者による虐待のリスクがあり児童相談所等から支援を引き継
いだ事例（通所先事業所と行政の連携により、虐待のない生活を続けている事例） 13

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- 事例 7（施設虐待・軽度・身体的虐待、心理的虐待）
看護職員による短期入所利用者への暴言があり、事業所が再発防止のため全職員
に虐待防止研修を実施した事例 15
- 事例 8（施設虐待・軽度・心理的虐待）
就労系事業所における通所の強要により、心身の不調を訴えた利用者を相談支援
専門員が継続的に支援した事例 17
- 事例 9（施設虐待・軽度・性的虐待）
送迎車内で生活支援員等から性的な内容の会話を聞かされ、精神的な苦痛を受け
た女性を保健師が継続的に支援し、事業所の通所再開につなげた事例 19
- 事例 10（施設虐待・中度・身体的虐待、心理的虐待）
管理者とベテラン支援職員による身体的・心理的虐待の事例
（加害者の配置替えにより利用を継続した事例） 21

事例 1 1 (施設虐待・中度・身体的虐待、心理的虐待)	
不適切な対応があった放課後等デイサービスに対し、全職員の虐待防止研修の受講を指導した事例	23
事例 1 2 (施設虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待)	
新人職員が知的障害者に繰り返し身体的虐待と心理的虐待を行っていた事例	25
事例 1 3 (施設虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待)	
グループホームの世話人による突発的な暴力により利用者が裂傷を負った事例 (再発防止策として虐待防止研修、アンガーマネジメント研修が実施された事例)	27
事例 1 4 (施設虐待・認定外)	
施設への不信感から虐待通報に至ったものの、その後の施設の説明により誤解が解けた事例	29
3 使用者による障害者虐待	
事例 1 5 (使用者虐待・経済的虐待)	
最低賃金の減額の特例許可が切れたまま最低賃金未満の賃金支払いを続けた事例 (是正勧告により未払い分の賃金が支払われ、就労も継続している事例)	31
事例 1 6 (使用者虐待・身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待)	
住み込み就労先から逃げ出し過去に入居していたグループホームの職員に助けを求めた事例 (その後グループホームに再入所し、再就労に向けた支援を受けている事例)	33
事例 1 7 (使用者虐待・認定外)	
就労上のストレスから事実ではない内容の届出に至ったと思われる障害者に対し、定期的な面接を実施し就労の継続を支援した事例	35
事例 1 8 (使用者虐待・認定外)	
就労系事業所の作業工賃に不満を持つ利用者が労働基準監督署に最低賃金法違反を申告した事例	37
4 その他障害者虐待対応事例一覧	39
5 神奈川県における障害者虐待の傾向	
養護者による障害者虐待についての対応状況等	44
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	45
使用者による障害者虐待についての対応状況等	46
6 参考資料	
障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート (さいたま市作成)	49
障害者虐待防止法の対象範囲	55
障害者虐待防止法 (条文)	56
県内の障害者虐待通報窓口一覧	66

はじめに

1 この事例集の使い方

事例集（障害者虐待対応事例集）、統計資料（神奈川県における障害者虐待の傾向）、参考資料の3つにより構成されています。活用にあたっては、最初から通して読まなくても活用いただけます。必要に応じて参考となるところをお読みください。

①事例集について

- | | |
|-----------------------|------|
| 1 養護者による障害者虐待 | 6 事例 |
| 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 | 8 事例 |
| 3 使用者による障害者虐待 | 4 事例 |

の計 18 事例について、通報の受理から緊急性判断、事実確認調査、支援の実施といった対応経過に沿った流れを掲載しています。（事例の記載方法についての説明は次頁を参照ください。）

また、上記 18 事例のほかに、詳細な対応経過が不明だったり、対応経過が好ましいとはいえない等の理由から事例掲載に至らなかった 25 事例を **4 その他障害者虐待対応事例一覧**として一覧表の形で紹介しています。こちらも虐待対応の実態を知ることのできる資料ですので参考にしてください。

②統計資料について

厚生労働省が全国の都道府県・市町村を対象に実施した「平成 27 年度障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の調査結果を基に、県内の障害者虐待の傾向をまとめた資料です。

③参考資料について

障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート、障害者虐待防止法の対象範囲（法別、年齢別整理）、障害者虐待防止法（条文）、県内の障害者虐待通報窓口一覧 を収録しています。

④主な対象者と活用方法について

この事例集は、市町村の障害者虐待防止担当職員、相談支援専門員、障害者福祉施設従事者等向けに作成しました。事例集を職員研修（新任職員研修や現任職員研修）や事例検討にご活用いただき、市町村の虐待対応力向上や事業所・施設等の虐待防止体制の強化に取り組んでください。

市町村の障害者虐待防止担当職員の皆様には、実際の虐待対応において支援の方針や方法を検討する際にこの事例集をご活用ください。特に、虐待通報や支援実績が少ない市町村や新任担当者は事例集を読み込むことで、他の自治体の虐待対応ノウハウを学ぶことができます。

相談支援専門員が家族や事業者から虐待の相談を受け、通報者となることが多くみられます。相談支援専門員が市町村等と連携して被虐待者や養護者の支援を行うこともあります。こうした状況を踏まえ、相談支援専門員の皆様は事例集を通じて障害者虐待の通報や支援の実際について理解を深めていただければ幸いです。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待は、サービスの種類や加害者の役職、経験年数を問わず発生しています。この事例集を活用して日頃の支援を振り返り、虐待や不適切な支援がないか点検するとともに、虐待防止体制の構築に努めてください。

2 事例の記載方法について

※この事例集は、県内外での障害者虐待事例を参考に、個人情報へ配慮し、障害者虐待防止に関係する職員等への参考となるよう事例を編集加工して作成しました。

①事例のタイトルについて

- ・各事例のタイトルについて、虐待の内容だけでなく、支援の方針・結果が分かるものとなるよう配慮しました。
- ・各事例のタイトルの前に障害者虐待の種類、深刻度、虐待行為の種類等の属性をカッコ書きしています。 例 事例3（養護者虐待・中度・身体的虐待）
- ・各事例のタイトルの後に、当該事例のキーワードとなる言葉を掲載しています。

②深刻度について

- ・養護者による障害者虐待と障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事例について、支援や介入の参考となるよう深刻度を軽度、中度、重度の3段階で表しました。

（深刻度の目安）

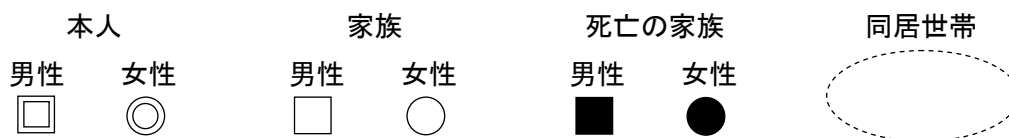
- 軽度** 生命・身体・生活に影響があるが、「中度」までの介入や保護の検討を要さない事例
- 中度** 生命・身体・生活に著しい影響がある事例。再発が懸念され、継続的な介入や保護の検討が必要な事例
- 重度** 生命・身体・生活に重大な危険がある事例。緊急的な保護の検討が必要な事例（重大な外傷を負った事案や被虐待者自身が危険を感じて保護を求めている事例）

- ・使用者による虐待の事例は、深刻度を表記していません。
- ・虐待の認定には至らなかった事例については、深刻度の部分を認定外と表記しています。

③世帯構成について（養護者による障害者虐待の事例のみ）

- ・世帯の構成を図式化したもので、婚姻関係、親子関係は実線で関係を表しています。

家族構成の記号



④対応経過について

- ・対応経過は、「通報・相談等の受理」→「緊急性の判断」→「安全確認・事実確認の状況」→「支援の実施」→「結果」の段階に沿って整理しています。

⑤評価

- ・「他に想定できる対応」、「活用可能な資源、あったらよい支援」、「評価すべき点」、「課題点、反省点」の4つの観点から評価を記載しています。（事例により評価の観点は異なります。）

⑥総括・助言

- ・監修者または県障害福祉課による総括・助言のコメントを記載しています。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

事例7（施設虐待・軽度・身体的虐待、心理的虐待）

看護職員による短期入所利用者への暴言があり、事業所が再発防止のため全職員に虐待防止研修を実施した事例

キーワード 匿名の通報、倫理観の欠如、職員の資質

1 基本情報

被虐待者に関する情報	年齢	小学校低学年		
	性別	女性		
	障害の状況	身体障害（肢体不自由） 知的障害（A2）		
	利用しているサービス・資源、関係機関等	短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所		
加害者	年齢	50歳代	虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待
	性別	女性	虐待の原因・背景として考えられるもの	倫理観の欠如、通報義務の不徹底、職員の性格・資質
	続柄・役職等	看護師		
通報者	匿名者			

2 事例概要（事例の概要を記載）

- ・看護師が入所児に暴言を浴びせているのを目撃したとの匿名の通報が市町村虐待防止センターに入る。
- ・事業所及び市町村障害福祉主管課の調査により、短期入所利用中の本人に対し、看護師が頭を叩く、「バカ」「そんなことしてたらブスになるよ」など暴言を吐くなどの虐待を繰り返していたことが判明した。
- ・加害者は「本人が言うとおりに動かないときに、たしなめるために発言した。」と釈明。

3 対応経過（通報受理～緊急性判断～事実確認調査～支援の実施）

通報・相談等の受理	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村障害者虐待防止センターに匿名の電話で通報が入る。 ・内容は、「特定の看護師の言葉づかいがひどい。短期入所を利用している特定の女兒に暴言を浴びせているのを目撃した。頭を平手で叩いているのも見た。」というもの。被害者については、女兒で身体障害と知的障害がある子どもというのみで、氏名については確認できなかった。
緊急性の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村障害福祉主管課において受理会議を実施。被害者、加害者が不明なため、事業所に当面の短期入所利用予定を確認することとした。 ・市町村障害福祉主管課から管理者に連絡。今日以降の短期入所利用の予定を確認したところ、短期入所の予定は5日後までないとのこと。 ・通報内容どおり被害者が短期入所利用者であれば、5日後までは被害の可能性はないと判断した。

安全確認・ 事実確認の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村障害福祉課職員3名（課長補佐、保健師、ケースワーカー職）が施設を訪問。 ・管理者、サービス管理責任者、看護職員その他の支援員等から聴き取り調査を行った。 ・聴き取りの結果、利用者への言葉づかいの悪い看護職員がおり、以前から管理者や看護主任から注意しているものの、なかなか改善がみられていないことが判明した。また、加害者以外の職員による暴力や暴言はないことが確認された。 ・加害者本人に聴き取りしたところ、「自分はきつい言い方をしてしまう性格である。上司から注意されたため最近では丁寧な言葉づかいを心がけているが、特定の短期入所利用者に対しては、どうしても厳しい言い方をしてしまう。本人がこちらの言うことを聞かずゆっくりと動いたり、顔をしかめたりするとつい言葉が荒くなってしまう。」と通報内容を認める説明があった。（事実確認結果） ・加害者が本人に対し、頭を平手で叩く身体的虐待と「バカ」などと暴言を浴びせる心理的虐待を行ったと認定し、県に報告した。
支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村障害福祉課職員が講師となり、職員向けに虐待防止研修を実施した。 ・また、当日参加できなかった職員に対する伝達研修を事業所で実施し、全職員に研修の内容が周知されるよう伝えた。 ・事業所から本人と家族に謝罪した。
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所から市町村障害福祉課に伝達研修の実施報告書が提出され、全職員が研修を受講したことが確認された。 ・利用者、家族向けに実施したアンケートの実施結果が提出された。

4 評価

評価すべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名の通報であり、当初は被害者の氏名も分からなかったが、事業所に調査を実施し、加害者と被害者の特定に至った。
課題点、反省点など	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は加害者の暴言などの不適切な行為に気づいており、指導していたが通報には至らなかった。

事例の総括・助言

通報・届出を受けた市町村職員が通報・届出者を虐待者に漏らしてしまうと、いかなる不利益を受けるかわからず、通報を躊躇してしまいます。通報者を秘匿することはもちろんのこと、事案によっては通報の存在自体を秘匿して、事実確認を行うことが求められます。匿名の通報者を無理に特定する必要はありません。

虐待の判断にあたって、加害者側の自覚は問いません。「しつけのために叩いた」とか「（他害行為がある障害者に対して）暴力はいけないことだと分からせるために叩いた」などと加害者が主張するケースがありますが、叩く行為は身体的虐待、暴言を浴びせることは心理的虐待に該当します。

また、障害者虐待防止や権利擁護の重要性について、一部の幹部職員や支援職員だけが認識しているだけでは不十分です。雇用形態や職種にかかわらず、障害者の支援にかかわる全ての職員が虐待防止の重要性について理解していなければなりません。

4 その他障害者虐待対応事例一覧

事例番号	類型	深刻度	発生場所	虐待種類	通報者	被害者			加害者			タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
						性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢階級	続柄・職種				
19	養護者	軽度	自宅	身体的虐待	通所事業所職員	男性	30歳代	知的障害 発達障害	男性	60歳代	父親	障害特性への無理解から父親が暴力を振った事例	父親の理解不足、養護者支援	父親が激しい混乱状態に陥った自閉症の息子を押し倒した事案。父親は自閉症の特性への理解が不足しており、本人の行動を制止するため力づくで対応していた。	通所事業所が父親を利用者家族の懇談会に誘い、息子の介護に関する苦労や悩みを聞く機会をもうけて信頼関係を構築した。その上で自閉症の特性や適切な対応方法を伝えるなどして父親を支援し、再発防止を図った。
20	養護者	中度	自宅	身体的虐待	ケアマネジャー	女性	60歳代	精神障害	男性	30歳代	長男	強迫性障害の女性が息子から暴力を受けていた事例	分離の拒否、チームによる見守り	強迫性障害の母親がひきこもり状態の長男から暴力を受けた事案。ケアマネジャーが本人の腕のあざを発見し、病院を受診させ、腕の打撲と肋骨のひびを確認。医師から警察、市町村に通報。本人に入院や緊急避難を提案するが、強く拒否。再度長男から暴力を受けることがあっても自分は通報しないと主張。	訪問リハと家事援助の利用により、週5日は関係者が本人の状況を確認できる体制を構築。保健所職員、市職員も定期的に家庭訪問し、チームで見守ることとした。
21	養護者	中度	自宅	心理的虐待 放棄・放置 経済的虐待	通所事業所職員	男性	40歳代	知的障害	男性	50歳代	兄	同居の兄からの心理的虐待、放置・放棄、経済的虐待の事例	本人の介入拒否、虐待者と接触困難	通所先の職員からの通報により、同居の兄から「出て行け」等の暴言、本人の名義を利用しての借金、食事がきちんと提供されないなどの虐待があることが発覚。	本人が市町村の介入を拒否しているため、兄への接触は行えないままだが、通所先の職員や近隣在住の姉の協力で最低限の食事は確保されている。
22	養護者	中度	自宅	身体的虐待 心理的虐待	ケアマネジャー	男性	40歳代	知的障害 発達障害	男性	40歳代	兄	加害者が障害者以外の家族にも暴力を振っている事例	家庭内暴力、多問題ケース	父が4年前に亡くなって以降、兄による本人への暴力、暴言が顕著になった事例。兄は本人だけでなく、母親、妹にも暴力を振っている。母親は本人の施設入所を希望しているが、妹はそうすると兄の暴力の矛先が自身に向かうとして否定的。関係機関が家族に接触すると、兄が「余計なことを話すな」と怒り暴力をふるう。	担当ケースワーカーの説得により本人が週2、3日程度短期入所を利用するようになり、虐待のリスクが軽減されるようになった。
23	養護者	中度	施設	経済的虐待	相談支援専門員	女性	20歳代	身体障害 知的障害	男性	50歳代	父親	施設入所する娘への経済的虐待(年金の搾取、施設利用料の滞納)の事例	施設利用料の滞納、成年後見、養護者への説明と同意	本人の金銭管理を行う父親が施設利用料を滞納しているため、施設が相談支援事業所へ相談。相談支援事業所から市町村に経済的虐待の通報が入る。父親と面接したところ、障害年金の使い込みが確認された。	成年後見人をつけることとしたが、父親への説明、同意に時間がかかり、後見人の登記完了まで1年を要した。

事例番号	類型	深刻度	発生場所	虐待種類	通報者	被害者			加害者			タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
						性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢階級	続柄・職種				
24	養護者	中度	自宅	身体的虐待	本人	女性	20歳代	知的障害 精神障害	男性	50歳代	父親	虐待という言葉を使わずに養護者支援を行い、父と娘の関係改善が図られた事例	家族関係の再構築	父親の声掛けを無視したことがきっかけで、父親が知的障害のある娘を殴った事案。本人の生活態度や言葉使いの乱れがトラブルの背景にあり、親子喧嘩の延長という面があった。	加害者である父親が深く反省していることから、虐待という言葉を使わずに家族を支援したところ、父親も本人も互いを思いやる気持ちを持てるようになり関係が改善した。
25	養護者	中度	自宅	身体的虐待	本人	男性	60歳代	知的障害	男性	60歳代	兄	兄からの暴力があり、福祉サービス利用により、兄の介護負担の軽減を図った事例	家庭訪問の工夫	知的障害のある本人が兄から虐待を受けていると市町村に届出した事案。日常的ではないものの兄から暴力を受けることがあり、青あざや骨折したことをあるとの訴えがあった。	本人が兄への接触を拒んだため、虐待の事実確認調査ではなく、福祉サービス利用手続きの説明を名目に家庭訪問を実施し、兄と面会する機会を作ったところ、兄から本人を叩いてしまうことがあるとの話があった。本人は在宅生活の継続を強く希望しているため、福祉サービスの導入で兄の介護負担の軽減を図り在宅生活の継続を支援することとした。
26	養護者	中度	自宅	経済的虐待	本人	女性	40歳代	身体障害	女性	40歳代	妹	妹による年金搾取から逃れるため、施設入所を経て単身生活を開始した事例	分離、アパート契約支援、単身生活	父親、母親が死去し、妹との2人暮らしを送っていた本人(身体障害のある女性)が、妹に障害年金を搾取されていると市町村虐待防止センターに届出したもの。	本人は被害から逃れるため、妹から離れて生活することを希望。アパート契約を試みたが、保証人等の都合がつかず一時的に障害者支援施設に入所。施設に入所中にアパート契約の準備を整え、施設退所後、アパートでの単身生活を開始した。
27	養護者	中度	自宅	身体的虐待 放置・放棄	本人	男性	50歳代	身体障害	男性	20歳代	長男	孫が障害のある父と高齢の祖母の年金を搾取した事例	三世同居、多問題、警察との連携、分離	本人(50歳代、身体障害者)と母親(80歳代)の世帯に本人の長男が居候し、本人と母親の年金を搾取した事案。長男の居候開始時から母親への身体的虐待や経済的虐待が疑われたため、地域包括支援センターが見守りを続けていた。また警察とも連携して緊急時の対応を検討していた。	長男から本人と母親に多額の現金の要求があり、本人が身の危険を感じていると警察に通報したのをきっかけに本人を障害者支援施設に、母親を特別養護老人ホームに入所させた。
28	養護者	中度	自宅	心理的虐待	生活保護ケースワーカー	女性	30歳代	知的障害 精神障害	女性	50歳代	母親	一時保護を検討したが本人の強い希望で帰宅した事案	多職種連携、DV、女性保護施設	母親から男性との交際を強く反対され、心理的虐待を受けていると訴え、その後自宅を出て交際相手の家で生活を始めた事案。交際相手からの暴力が強く疑われたため、一時保護を検討した。	本人は否定するものの交際相手からの金銭搾取や暴行が強く疑われたため女性保護施設や障害者福祉施設等での一時保護を検討したが、受け入れ先が見つからず。本人の拒否も強かったため、一時保護は行わず、自宅に戻る事となった。

事例番号	類型	深刻度	発生場所	虐待種類	通報者	被害者			加害者			タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
						性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢階級	続柄・職種				
29	養護者	重度	自宅	放置・放棄	相談支援専門員	女性	40歳代	知的障害	男性	40歳代	夫	夫が食事を与えず、健康状態が悪化し保護した事例	分離、やむ措置	同居の夫が本人の介護を十分にせず、食事も満足に与えていないため健康状態が悪化しているとの通報が相談支援専門員から市町村に入る。	市町村が訪問調査したところ、栄養失調状態であり、緊急性が高いと認められたためやむを得ない事由による措置により施設入所した。
30	養護者	重度	自宅	身体的虐待 経済的虐待	通所事業所職員	男性	40歳代	身体障害 知的障害	男性	60歳代	父親	父親からの日常的な暴力があり、分離を図ったケース	分離、成年後見、家族関係の再構築	通所先での介助中に体のアザが発見され、市町村虐待防止センターに通報。調査の結果、父親が日常的に暴力を振っていること、年金も使い込んでいることが判明した。	緊急性が高いと判断し、短期入所をつなぎながら入所先を探し、同時に成年後見制度の利用開始も援助した。現在は施設に入所し、母親との交流の機会を持ちながら安定した生活を送っている。
31	養護者	重度	自宅	身体的虐待	匿名	女性	50歳代	精神障害	男性	50歳代	夫	夫からのDVIにより分離を図った事案	分離するが帰宅、分離先の確保困難	夫からの暴力により鼻骨骨折し、介護付きアパートに分離を図ったが、本人の意思で半月程で自宅に帰宅。その後保健所と連携して市職員が定期訪問を継続していたが、その後夫から暴力を受け、病院に入院した。	一般的な精神障害者向け施設や女性保護の施設が利用できず、分離先の確保に困難があり、精神科病院に入院した。
32	養護者	重度	自宅	身体的虐待	医療機関の相談員	男性	50歳代	身体障害	男性	20歳代	長男	長男による家庭内暴力の事案	虐待者にも障害	長男が5年前からほぼ毎日、家族に対し、殴る、蹴る、物を投げるといった暴力を振るようになり、家庭内限局障害と診断を受ける。長男の精神科受診は本人が代理受診しており、「これ以上長男の行動に耐えられない」と本人の主治医に相談したことから医療機関が市町村に通報した。	長男を医療保護入院させることとなった。これにより本人への暴力の危険が回避された。
33	養護者	重度	自宅	身体的虐待	生活介護事業所職員	女性	40歳代	知的障害	女性	60歳代	母親	母親からの虐待があり、施設に一時保護した事案	分離	生活介護事業所職員が本人の体に複数のあざを発見し、市町村障害者虐待防止センターに通報が入る。家庭訪問を実施し、介護状況を聞き取ったところ、母親による虐待（ただし、虐待との自覚なし）が認められた。	母親の精神状態の不安定さが確認されたため、本人を緊急的に障害者支援施設で保護することとした。、母親の精神状態の安定に時間がかかったが、2ヶ月ほど施設に入所した後、本人は自宅に戻った。

事例番号	類型	深刻度	発生場所	虐待種類	通報者	被害者			加害者			タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
						性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢階級	続柄・職種				
34	養護者	重度	自宅	身体的虐待 心理的虐待	近隣住民	女性	20歳代	知的障害	女性	50歳代	母親	行動障害の子の介護ストレスから母親が暴行・暴言に及んだ事例	分離、初利用の施設で不適応	重度知的障害で行動障害がある本人が不眠により夜間奇声をあげたり自傷行為を繰り返すため、そのストレスから母親が本人への暴行・暴言に及んだ事案。	虐待の事実を把握した市町村が速やかに一時保護を実施したが、初めて利用する施設で保護したため、本人の不安定な状態が続いた。一時保護中に改めて本人の状態像を確認した上で精神科病院に入院となった。
35	養護者	認定外	自宅	—	本人	男性	20歳代	精神障害 発達障害	女性	50歳代	母親	一人暮らしを実現する手段として虐待通報した事例	ひきこもり支援、生活保護希望	本人より「母親から虐待を受けている」との届出があり、市町村が調査を実施。虐待の事実は認められなかったが、本人が高校中退後より引きこもり状態であり、母親が疲弊していることがわかった。	定期的に母親に連絡しフォローするとともに、ひきこもる本人への接触を試みた。粘り強く家庭訪問を続けた結果、本人と話ができるようになり、本人が自宅を出て生活保護を受けながらアパートで一人暮らししたいと考えたことから虐待通報したことがわかった。
36	養護者	認定外	自宅	身体的虐待の疑い	通所事業所職員	男性	40歳代	知的障害	男性	70歳代	父親	事実確認において被害者、加害者とも暴力を否定したため虐待認定に至らなかった事例	事実確認困難(本人の供述翻意)	通所事業所の職員が本人の腕にあざを発見。本人に確認したところ、酒に酔った父に殴られたと話したため市町村に通報。父親に話を聞いたが暴力行為を否定。再度本人に話を聞いたところ、当初の説明と異なり、ぶつけたのかもしれないと発言。父親を恐れて嘘を言っている様子もなかった。	虐待があったとは認められなかったが、虐待のリスクがあると判断し、通所事業所の協力を得て本人の様子をよく観察することとした。
37	養護者	認定外	自宅	経済的虐待の疑い	本人	男性	30歳代	精神障害	女性	50歳代	母親	両親に給料を搾取されていると届出があったが、事実ではなかった事例	事実と異なる届出	本人から市町村障害者虐待防止センターに「数年前前から母親に毎月の給料を全て渡している」と届出がある。	事実確認を行ったが、本人は自分で金銭を管理すると消えてしまうため、同意の上両親に給料を渡していることが分かった。
38	施設	軽度	放課後等 デイサービス	心理的虐待	事業所関係者	男性	小学校 低学年	知的障害 発達障害	女性	40歳代	支援員	専門性がなく、しつこく称して叩くことに問題意識がない事業所の事例	専門性、倫理観の欠如	事業所関係者から虐待が行われているとの通報があり、市町村が訪問調査し、全職員から聴き取りを行った。	悪意をもって殴る行為は確認されなかったが、他の児童に暴力を振るった児童に同じ痛みを分からせるために叩くことがあることがあること、こうした行為については、しつこくであり虐待ではないと認識していることが確認されたため、改善するよう指導した。
39	施設	軽度	障害者支援施設	身体的虐待	障害者支援施設職員	男性	40歳代	身体障害 知的障害	男性	40歳代	生活支援員	パニックを起こして暴れた利用者を生活支援員が叩き、押さえつけた事例	不適切支援、専門的知識、支援技術の欠如	障害者支援施設の職員が利用者の左手にあざがあることを発見し、施設長を経由し市町村虐待防止センターに通報が入る。施設内部での調査により、パニック状態に陥り暴れていた利用者を生活支援員が叩き、力づくで押さえつけたことが判明。	本人のあざは1日で消失し、他に外傷がないことを確認した。加害職員は過去にも利用者への不適切支援を行っており、解雇処分となった。

事例番号	類型	深刻度	発生場所	虐待種類	通報者	被害者			加害者			タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
						性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢階級	続柄・職種				
40	施設	認定外	生活介護	—	家族	男性	40歳代	身体障害 知的障害	—	—	—	生活介護事業利用後に体のあざに気づいたが、いつ、どこでできたあざが分からなかった事例	いっどこでできたか不明な傷、ボディチェックの徹底	生活介護事業所から帰宅した本人の体にあざがあるのを発見した家族が、市町村に生活介護事業所で虐待されたと通報した事案。事実確認したところ、生活介護事業所ではあざができるような状況下になかったことが判明。また本人は生活介護利用の前日に短期入所事業所で一泊していたため、短期入所事業所にも調査を行ったが、あざが短期入所利用中にできたものかどうか確認できなかった。	家族の生活介護事業所に対する不信感を払拭するため、今後はサービス利用中の状況を細かく家族に伝えるとともに、入浴や更衣等の介助時にボディチェックを入念に行い記録することとした。
41	施設	認定外	施設	性的虐待の疑い	家族	女性	20歳代	知的障害	男性	30歳代	生活支援員	短期入所利用後に「お兄ちゃんと寝た」との訴えがあり施設を調査したが事実は認められなかった事例	異性介助、知的障害による独特の表現	母より短期入所利用後から本人が「お兄ちゃんと寝た」と言っていると施設に相談。施設の管理者から市町村虐待防止センターに通報が入り、当時の支援記録の確認と夜勤者からの聞き取りを実施。それによると深夜に寝付けず不穏な状態だった本人を女性夜勤者がベッドサイドの椅子に腰掛けて見守り支援していたが、他利用者の対応や休憩のため、1時間ほど男性夜勤者に見守りを交代したことが判明。その際、密室にならぬようドアは開けたままにし、女性夜勤者も複数回居室の様子を確認したが、ベッドで一緒に横になるような行為はなかったことが確認された。	本人の普段の言動や障害特性から、男性職員に見守られたまま寝ていた状況を指して「お兄ちゃんと寝た」と発言したものであり、虐待と認められる事実はなかったと判断した。
42	施設	認定外	グループホーム	心理的虐待、放棄・放置の疑い	本人	女性	40歳代	精神障害	女性	60歳代	世話人	グループホーム世話人の不誠実な言動に不審を抱いた利用者が市町村に相談した事案	不親切な対応、信頼関係の破綻	グループホームに入居する精神障害者が、日中の通所先からグループホームに電話し、体調不良で寝ている同居人の様子を見て欲しいと依頼するが、断られる。グループホームに帰宅後、世話人から「時間外は対応しない。迷惑である」と注意され、不安を抱いた利用者が市町村虐待防止センターに相談。	市町村がグループホームを訪問。虐待の認定には至らなかったが、利用者を不安にさせるような不意な言動を改め、障害特性に配慮した丁寧な対応をとるよう管理者と世話人に伝えた。
43	施設	認定外	GH	—	本人	女性	40歳代	身体障害 知的障害	—	—	—	グループホーム職員の金銭管理が厳しいとの訴えがあったが、虐待の事実は認められなかった事例	金銭管理への不満	グループホームが工賃や年金を厳しく管理するので、自由に使えるお金がないとして本人が届け出た事案。グループホーム、相談支援事業所、福祉事務所担当ケースワーカーに確認したところ、本人は金銭管理に課題があり、本人の承諾のもとグループホームが金銭管理の支援を行っていること、グループホームの金銭管理は適切であることが確認された。	本人の収入を上回る高額な物品の購入希望があり、貯金して購入することで合意していたが、貯金により従来より自由に使える金銭が減少したことに不満が募り、虐待の届出に至ったことが判明した。